

協会預託事業の1頭当たりの上限額及び事業促進費の額について

令和7年4月1日
一般社団法人日本家畜商協会

肉用牛流通促進事業実施規程及び若齢子牛等預託事業実施要領に定める額は下記のとおりです。

1 実施規程第21条(2)及び実施要領21条(2)に定める1頭当たりの上限額

肉専用種：70万円
交雑種：35万円
乳用種：25万円

2 実施規程第22条に定める1頭当たりの事業促進費

① 肉用子牛

種 類	単 価	種 類	単 価
黒毛和種(雄(去勢)) (若齢ET牛を含む)	18,000円	交雑種 (初生牛を含む)	8,000円
黒毛和種(雌) (若齢ET牛を含む)	9,000円	乳用種 (初生牛を除く)	6,000円
褐毛和種	12,000円	乳用種(初生牛)	4,000円
その他肉専用種	9,000円		

② 繁殖用雌子牛

種 類	単 価	種 類	単 価
黒毛和種(若齢ET牛 を含む)	37,000円	その他肉専用種	27,000円
褐毛和種	33,000円	交雑種 (初生牛を含む)	23,000円

③ 経産牛

種 類	単 価	種 類	単 価
黒毛和種 (74ヶ月齢未満)	26,000円	その他肉専用種 (74ヶ月齢未満)	22,000円
黒毛和種 (74ヶ月齢以上)	4,500円	その他肉専用種 (74ヶ月齢以上)	3,500円
褐毛和種 (74ヶ月齢未満)	24,000円	交雑種 (74ヶ月齢未満)	18,000円
褐毛和種 (74ヶ月齢以上)	4,000円		